

長野県地域防災計画

その他災害対策編

雪害対策編

航空災害対策編

鉄道災害対策編

危険物等災害対策編

令和元年度修正（案）

（令和2年3月）

新旧対照表

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|--|--|----------------------------|
| <p style="text-align: center;">第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 被害の拡大を防止するための事前の措置</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【北陸信越運輸局が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導する。</u></p> <p>(ウ) <u>鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、必要により計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 被害の拡大を防止するための事前の措置</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【北陸信越運輸局が実施する計画】</p> <p>(イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により<u>本線を走行する</u>列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導する。</p> | <p>国土交通省の防災業務計画に合わせて修正</p> |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|--|---|----------------------------|
| <p style="text-align: center;">第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 代替交通手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【北陸信越運輸局が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。</u></p> <p><u>(イ) 緊急急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 代替交通手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【北陸信越運輸局が実施する対策】</p> <p>鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。</p> | <p>国土交通省の防災業務計画に合わせて修正</p> |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|--|---|--|
| <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>平成27年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工 作車25台、救急自動車118台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工 作車96.2%*、救急自動車98.3%*である。(*：H27.4.1現在)</p> <p>これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要 であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な 資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借 受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け 先を定めておく必要がある。</p> | <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>平成25年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救 助工作車31台、救急自動車142台（うち高規格救急自動車119台）であり、消防力 の整備指針に対する充足率は、救助工作車83.8%*、救急自動車98.3%*である。 (*：H24.4.1現在)</p> <p>これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要 であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な 資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借 受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け 先を定めておく必要がある。</p> | <p>最新の消防施設整備計 画実態調査の数値に更 新する。</p> <p>なお、令和元年4/1 現在で照会があったが、 消防庁で現在精査中。</p> |